

(表面)

鹿兒島地域振興局自動車税課長 殿

住所(所在地)
氏名(名称)
連絡先電話番号 ()

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)
連絡先電話番号 ()

下記の自動車税過誤納金（税及び延滞金）及び還付加算金の還付請求権を令和 年 月 日に上記納税義務者から上記還付請求者に譲渡したので、「鹿児島県自動車税過誤納金の還付請求権の譲渡・譲受に関する取扱条項」（裏面記載）に基づき、連名で申し出ます。

1 還付対象となる自動車税過誤納金

か 登録番号：鹿児島・鹿・奄美 () (年度課税分)					
二重納付等による還付の場合		該当納付日	令和	年	月　　日
抹消による還付の場合		抹消登録日	令和	年	月　　日

振込先		預金種別	口座番号					
金融機関名		☐ 普通 ☐ 当座						
本支店名等		☐ 口座名義 (カタカナ)						

(※漁業協同組合の口座は指定できません。)

- ※ 抹消登録に係る還付金の申出については、抹消登録後 10 日以内に提出して下さい。
（郵送可、ただし、抹消登録後 10 日以内に当課へ到着のこと。また、抹消登録が終わっていない場合、受付できません。）
提出（郵送の到着）が遅れると納税義務者にそのまま還付される場合がありますので、抹消登録後 10 日以内の提出が困難な場合は、鹿児島地域振興局自動車税課（099-261-5611）まで連絡をお願いします。
- ※ 還付請求者が個人の場合、印鑑は認印でも結構ですが、還付請求者が法人の場合は、代表取締役の印を押印してください。
ただし、法人の各支店等にあつては、事前に代表者から鹿児島地域振興局自動車税課へ『取扱印等届出書』により、同届出の取扱印によることができます。

「鹿児島県自動車税過誤納金の還付請求権の譲渡・譲受に関する取扱条項」

- 1 還付先の変更については、納税義務者（自動車税過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡者。以下「甲」という。）及び還付請求者（自動車税過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲受者。以下「乙」という。）の連名で申請するものとする。
- 2 甲は各課税年度における自動車税を納付すべき者とし、自動車税過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡・譲受に関する合意について、第三者へ異議を申し立てないものとする。
- 3 甲が乙に債権譲渡する以前（譲渡日の記載がない場合は、申出書の受理日とします。）に、甲に県税等の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により先に当該未納の県税等に自動車税過誤納金及び還付加算金を充当し、なお余剰がある場合に還付するものとする。
- 4 この還付金受領者変更による紛争については甲乙間で解決するものとし、鹿児島県には何らの負担をかけないものとする。
- 5 鹿児島県は必要に応じて自動車税の過誤納金及び還付加算金の還付請求権の譲渡・譲受の内容について調査し、内容に疑義があるときは自動車税過誤納金の還付請求権譲渡申出書を受理しないものとする。